

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

あつまる・つながる・ひろがるまち 北海道東部の経済・観光・物流・産業拠点！！ ～人と自然と産業の融合 環境首都なかしべつの雇用創造プロジェクト～

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道標津郡中標津町

3 地域再生計画の区域

北海道標津郡中標津町の全域

4 地域再生計画の目標

中標津町は、北海道東部の根釧原野の中央に位置し、面積 684.98k m²で町制施行後 65 年と比較的新しい町で、酪農業を基幹産業としながらも、地理的に北海道東部の中心地であることから、近隣町の産業経済の拠点として栄えてきた町である。

人口は、23,982 人（平成 22 年国勢調査）で、2005 年（平成 17 年）と比較して 190 人（0.8%）の増加となっている。

本町は、経済発展に伴い、1900 年代までは中心市街地に商業施設が集積したが、2000 年代前半から国道 272 号バイパス近辺への開発が進み、モータリゼーションの進展を背景にバイパス沿いへの大型商業施設の出店が相次ぎ、中心市街地の空洞化が問題視されており、中心市街地活性化策及び中小企業振興策は急務な課題となっている。

また、本町は、北海道の広大な自然、地球が丸く見える丘「開陽台」、酪農地帯の牧草風景、北海道遺産の「根釧台地の格子状防風林」等による自然を活かした観光名所が多く、観光リピーターが多い町でもある。特に、「根釧台地の格子状防風林」は 2001 年（平成 13 年度）に後世に残すべく貴重な遺産として北海道遺産に登録され、現在も北海道東部の格子を中心に存在し、宇宙のスペースシャトルからも認識することができる。人工物としては、ナスカの地上絵・中国万里の長城に次ぐスケールとして知られている。

さらに、通年で東京羽田線、札幌千歳線が就航している中標津空港の存在により、道内、道外からの観光客の利便性に優れ、本町のみならず知床半島、摩周湖、阿寒湖、釧路湿原等、本町を拠点とした観光地巡りが可能であり、移住体験事業「お試し暮らし」では、利用者人数並びに延べ滞在日数において毎年全道のトップクラスとなり、生活環境の良さには定評がある。

しかしながら、本町経済を支える中小企業は、近年の長引く不景気、原材料価格の

高騰、後継者不足等により先行き不透明感が強まっており、雇用情勢の悪化とともに、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。事業所数では 1996 年（平成 8 年）と 2006 年（平成 18 年）を比較すると、第 3 次産業のサービス業では 363 件に対して 733 件と増加しているが、工業・建設業などの第 2 次産業では 231 件に対して 205 件と減少しており、第 3 次産業の卸・小売業では 628 件に対して 412 件と減少傾向が見られる。

一方で、中小企業（卸・小売業）の年間販売額では、1988 年（昭和 63 年）の 1,239 億円に対し、2007 年（平成 19 年）には 1,092 億円と 147 億円、12%の減少となっており、大型商業施設の建設やコンビニエンスストアの出店が多いことから、特に小売業の売上げが減少し経営は非常に厳しい状況にある。

観光分野では、近年の観光入込み客数の推移では、2006 年（平成 18 年）に 44 万人だったのが、2013 年（平成 25 年）には 32 万 7 千人まで落ち込み、11 万 3 千人、26%の減少となっており、根室管内全体で観光誘客に係る施策は急務と言える。

また、観光宿泊客数の推移では、2006 年（平成 18 年）の 4 万 9 千人に対し、2013 年（平成 25 年）には 5 万人と微増ではあるが 1 千人、2%の増加となっており、観光入込み客数の減少と比較して横ばいの状況と言える。これは、ビジネス客を含め、中標津町の平均的な宿泊者数を示しているとも言えるが、滞在型観光が伸びているとまでは判別できず、通過型の観光客に関しては確実に減少している状況である。

林業分野では、本町の総面積 68,498 h a に対して、国有林も含めた森林面積は 33,211 h a で、森林率は総面積の約 48%となっている。また、この内約 7,700 h a が一般民有林である。中標津町の第 1 次産業は酪農を中心とした農業と言えるが、町の半数を占める森林の整備を生業として、町有林・私有林併せて年間約 74,700 千円の事業量（造林・下刈・間伐等）を誇り、カラマツ原木の生産地となっているが、林業関係者の高齢化や担い手不足が課題と言える。

中小企業の厳しい経営状況や、雇用問題、観光振興や誘致対策が必要であることから 2012 年、2013 年（平成 24、25 年度）の 2 ヶ年に渡り、地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）を活用して、中小企業の体質強化、商業・観光分野における人材の育成等を行い、雇用の拡大に取り組んだところである。

2 ヶ年の事業結果より、得られた実績や経験を生かし、実施事業の改善点などを踏まえ、本地域再生計画では、人と自然を大切にし、さらに産業を融合させた持続可能なまちづくり『環境首都なかしべつ』を目指し、実践型地域雇用創造事業を活用して、更なる商品開発、販路拡大に取り組み、雇用の場を確保していくものである。

実践型地域雇用創造事業の活用による雇用創出数

平成 27 年度	42 人
平成 28 年度	57 人
平成 29 年度	57 人
計	156 人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本町は、近隣町を含めた商業経済により発展した町であり、その中心となる中小企業を活性化するため、2010年（平成22年）、中標津町中小企業振興基本条例が制定され、行政・企業・町民がともに本町経済の発展及び町民生活の向上のため協働し、総合的施策を推進している。

商工業分野では新たなビジネス展開を希望する事業主向けにセミナー等を開催し、地域中小企業の活性化を図る。また、地域食材を活用した新たな商品開発を行うと共に、意欲ある創業希望者を人材育成する事により雇用創出を図る。

観光分野では中標津らしい、滞在型・通過型の観光のあり方を検討し、体験観光をサポートできる人材育成を行い、観光協会等と連携して、自然を生かした魅力ある観光ツアーの商品開発で滞在型観光を推進していく事により雇用創出を図る。

また、本町では、大正末期から昭和初期にかけて本格的な植林が実施され、後の格子状防風林を形成している。この格子状防風林を後世に残すべく、官民一体となった林業の振興を継続的に取り組む必要がある。

このことから、林業分野では森林の循環と持続可能な林業の振興のため、生産された木材の付加価値を高めるべく商品開発を行うと共に、計画的な森林整備を実施するために必要とされる人材育成を行う事により雇用創出を図る。

【地域重点分野】

- ・商工業分野
- ・観光分野
- ・林業分野

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

1 実践型地域雇用創造事業（B0906）

（1）事業実施主体

中標津町地域雇用創造協議会

（2）構成員

中標津町、釧路公立大学、中標津町商工会、北海道中小企業家同友会南しれとこ支部、中標津金融協会、中標津町経済振興審議会、中標津町消費者協会、なかしべつ観光協会、中標津町森林組合

(3) 実施する事業内容

①雇用拡大メニュー（事業主を対象）

ア 商業・観光ビジネス拡充支援事業

商業、観光事業等への事業拡大等を考えている事業主や創業予定者を対象に、事業拡大、新規創業等に対して、実績のある外部講師を招聘し、実践的な講話やワークショップを交えながら具体的な手法を身に付ける講座を開催することにより、企業の経営拡大、新規創業を促進し雇用創出を図る。

イ 国際化に向けた観光客集客支援事業

観光業や商工業、特に旅館・宿泊業において、事業主や在職者を対象に、今後の増加が見込まれる東南アジアを中心とした観光客の受入を想定し、受入の際の接客や対応について、基礎講座で学び、外国人を参加させたシミュレーション等を行う事により、十分な理解と実践可能な人材の育成を促進し、経営課題の解消と顧客獲得などに繋げる。

また、事業主を対象に、外国人再来訪に向けたニーズやポイントを整理したノウハウの提供などにも取り組み、チャーター便を活用したインバウンドに対する取り組みと連携し、更なる地域活性化を目指す。

ウ 雇用創出実践メニュー公開事業

雇用創造実践メニューにより開発された新商品、あるいは、新技術の結果をフォーラム形式で公開セミナーやパネルディスカッションを行い、わかりやすく地域へ公開し、今後の企業活動や、雇用拡大に結び付けて行く事を目的とする。（平成 27 年度は実施なし）

事業実施期間

- ・平成 27～29 年度（ア・イ）、平成 28 年～29 年度（ウ）

事業実施主体

- ・中標津町地域雇用創造協議会

②人材育成メニュー

ア 事務処理能力講座

会計事務処理能力向上のため各種講座を実施。中小企業振興条例の推進として、商工会と連携して実施。地元企業から簿記・イラストデザイン、

ポップ作成等の商業関連企業の業務に必要な事務処理技能を有する人材が求められていることから、これらの技能を身につけた人材を育成し、商業関連企業等への就業に結びつけることにより、中小企業の活性化が期待できる。

イ 観光・飲食店等おもてなしマナー講座

観光産業及び飲食店等サービス業において必要不可欠な接客・接客術を学ぶ講座を開催し、おもてなしマナーを身につけた人材を育成することにより、観光産業及び飲食店等サービス業等への就職に結びつける。

ウ 飲食店等人材育成事業

本町は近隣町からの来訪客が多い町であり、飲食店数も多いが、飲食業界に必要な人材である料理人が不足している。そのため地域の専門家講師による講座を開催するとともに実際に飲食店等での職業体験を行い、飲食店等に就職するために必要となる調理に関する基礎的な技術やノウハウを身につけた人材を育成し、飲食店等への就職や起業に結びつける。

エ 体験型観光人材育成事業

観光業や観光ガイドを目指す求職者等を対象として、専門家講師を招聘し、観光ガイドの知識を学ぶための講座を開催する。ノウハウを身につけた地域の観光ガイドを育成し、新規創業や観光産業等への就業に結びつける。具体的には、過去の事業結果の反省と分析を踏まえ、根室中標津空港を利用し、国内外からチャーター便で観光客を誘致するインバウンド事業や、教育旅行受入れ事業に地域を挙げて取り組み、観光と空港利用を軸とした交流人口の増による観光産業の構築を目指している。そのためには、地域観光を再認識し、広く参加者を呼び込み、関係者や地域求職者で観光振興の必要性や地域における展開について学ぶ場として観光フォーラムの開催が重要であり、観光事業等への理解を深めると共に意識改革を図る。また、フォーラム開催により意欲ある参加者の中から、別途セミナーへ誘導し、更なる人材育成を実施する。セミナーでは、観光学を学び、地域資源の再確認や、ロングトレイルなど地域フィールドを活用した体験事業を実施。また、魅力ある観光ツールのひとつである『食』については、スローフードの意義や重要性について屋外調理体験を通じて学ぶ。

オ 格子状防風林を守り育てる林業人材育成事業

本町は、開拓の時代よりカラマツを中心に植林し格子状防風林を形成し、冷害や濃霧から酪農業や生活を守ってきた。北海道遺産にも登録されている「根釧台地の格子状防風林」は、伐採時期を迎えており、森林更新が必要となり、間伐・植栽など森林施業を行う林業に携わる人材が求められている。林業について基礎講座や、林業機械の基本的な使用方法などを学び、林業を考え、林業への関心を持ってもらい、林業に必要な基本的な知識と技術を身につけ、新規雇用に結びつける。

事業実施期間

・平成 27～29 年度

事業実施主体

・中標津町地域雇用創造協議会

③就職促進メニュー

ア 合同求人説明会

本事業を利用した事業者、求職者、さらにU・Iターン希望者等を対象とした合同求人説明会を開催することにより、求人・求職のマッチング、就業機会の拡大を図る。

イ ホームページによる情報発信

ホームページを開設し、本事業の事業内容を多くの町民に周知するとともに、求人情報を掲載する等町内求職者の求職活動を支援する。

事業実施期間

・平成 27～29 年度

事業実施主体

・中標津町地域雇用創造協議会

④雇用創出実践メニュー

ア 地域食材を活用した新商品開発事業

飲食業界では、様々な料理が存在するが、飲食業連合会及び料理創造協会などの組織において横断的な連携が見受けられる。意欲ある地域の料理人の協力を得て、エゾシカ肉、じゃがいも、大根、チーズ、ミルクポークなど地域食材を活用した商品を開発する。店舗型メニューのみならず、パッケージにこだわる事と、『ここでしか食べられない』などの他の商品との差別化・ブランド化を検討し、通信販売や、ネット販売、お土産になる商品を開発する。また、物産展や、商談会などにも参加し、

開発商品に対する理解を深め、更なる商品開発に活かす。委託事業終了後も、実践支援員を中心に、地域料理団体とのつながりや連携を活かし、継続した販路拡大、波及的な雇用創造を目指す。

イ 地域観光資源を活用した観光ツアー商品開発事業

本町の観光入込み客数は10年前と比較し、10万人以上減っており、率にして3割弱と大幅に変化している。宿泊件数については入込み客数の減少の影響を受けず横ばいであることから通過型の観光客が減少していると言え、今後、観光誘客推進のため、地域らしい観光ツアーの造成などに取り組む。空港を利用したインバウンド事業に取り組んでおり、道内・道外からの観光客・移住者をターゲットに観光関連産業の活性化を通じ、雇用の創出を推進する。平成25年度に法人化となった一般社団法人なかしべつ観光協会の協力を得ながらツアー商品を開発する。また、観光イベントや、商談会などにも参加し、開発商品に対する理解を深め、更なる商品開発に活かす。委託事業終了後も、実践支援員を中心に、観光協会や地域関連団体とのつながりや連携を活かし、継続した販路拡大、波及的な雇用創造を目指す。

ウ 地域木材を活用した加工・新商品開発事業

林業業界では、国有林・町有林・私有林を対象に、春の植林から、保育、間伐、病虫害防除、主伐（収穫）、そしてまた植林と、自然を相手に一年間休むこと無く業務が発生する。一方で林業に従事する労働者や後継者は不足しており、地域林業事業体の課題となっている。一つには人材育成、林業を知ってもらう事。そして、成長して間伐あるいは主伐（収穫）されたカラマツ人工林が適正な価格で市場に流通し、収益があがり、また森林整備が繰り返されるような持続可能な循環型システムが必要と考える。そのためには、木材を『生産物』として付加価値をつけ、今まで以上の価値を見出していく事やこれらと連携した商品作りが急務といえる。

実践メニューでは、地域材利用を促進するため、地域で生産されたカラマツ材を利用した木製品を開発する。また、物産展や、商談会などにも参加し、開発商品に対する理解を深め、更なる商品開発に活かす。委託事業終了後も、実践支援員を中心に、地域林業関係団体とのつながりや連携を活かし、継続した販路拡大、波及的な雇用創造を目指す。

事業実施期間

- ・平成27～29年度

事業実施主体

・中標津町地域雇用創造協議会

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

イ 地域経済分析調査事業

事業概要 中小企業振興基本条例の制定に伴い、中小企業の振興施策を講ずるための経済状況を把握するため、地域経済分析を実施する。

実施主体 中標津町、中標津町商工会、北海道中小企業家同友会南しれとこ支部

事業期間 平成27年度～平成29年度

ロ 空き地空き店舗等活用事業

事業概要 都市計画法に基づく用途地域内において、新規起業する企業・個人に対し、開業資金の一部を補助する。

実施主体 中標津町

事業期間 平成27年度～平成29年度

ハ 中標津町中小企業融資制度

事業概要 中小企業が資金を円滑に調達できるよう、金融機関から融資を受ける際の保証協会へ支払う保証料を半額補助（初年度のみ全額補助）する。

実施主体 中標津町

事業期間 平成27年度～平成29年度

ニ 中標津町特産品PR強化事業

事業概要 地域内で生産・製造される特産品の付加価値を高め、中標津ブランドの確立、販路拡大等による事業展開及び新商品開発等の活動をなかしべつミルクロード（中標津特産物協議会）を中心に実施する。

実施主体 なかしべつミルクロード（中標津特産物協議会）

事業期間 平成27年度～平成29年度

ホ なかしべつ夏祭り

事業概要 中標津町の夏最大の祭り。日本一と言われる、6,000個の提灯

が見もの。パレード、大平原花火大会などの催しを多数実施。
実施主体 なかしべつ祭り実行委員会
事業期間 平成 27 年度～平成 29 年度

へ なかしべつ冬祭り

事業概要 町の各団体や親子が雪像、氷像づくりに参加。大小あわせ約 30 基が会場を埋め、参加イベント（ジャンボ滑り台タイムトライアル、雪上ソフトバレー、雪上ドッジビーなど）も実施。
実施主体 なかしべつ祭り実行委員会
事業期間 平成 27 年度～平成 29 年度

ト まちなか賑わい事業

事業概要 中心市街地活性化と親水公園を利用した秋のまちなか最大のイベント。中心市街地への集客と賑わいを創出させる。商店街の活性化にも寄与する。各種イベント（スタンプラリー、大抽選会、やまべ釣り掘、ステージダンスなど）も実施。
実施主体 中標津町商工会
事業期間 平成 27 年度～平成 29 年度

チ 空港利用促進

事業概要 北海道東部、空の玄関口として路線維持・拡充、航空会社と連携した旅行商品造成、利用促進PR、修学旅行誘致など本州方面からの旅行客誘致施策を実施。また、海外・国内チャーター便を活用したインバウンド事業を展開し、空港利用促進、観光振興に取り組んでいる。
実施主体 中標津空港利用促進期成会
事業期間 平成 27 年度～平成 29 年度

リ 木材利用推進事業

事業概要 国の公共施設における木材利用推進法を受け、北海道並びに中標津町でも地域材の利用促進に関する計画を定めている。伐期を迎えたカラマツ人工林などの地域材を利用するべくフォーラムの開催、将来を担う子供達を対象に木を使った教育（木育：もくいく）にも取り組んでいる。
実施主体 中標津町地域材利用促進協議会
事業期間 平成 27 年度～平成 29 年度

ヌ 間伐促進型CO₂排出削減対策事業

事業概要 町有林は約 3,600 h a の森林面積を有するが、町有林の森林施業によって二酸化炭素の吸収量を数値化。J-クレジット制度により金銭的な価値を持つ。このCO₂吸収量を他の排出活動とカーボンオフセットを成立させる。得た収入は森林整備へ循環利用される。

実施主体 中標津町

事業期間 平成 27 年度～平成 29 年度

ル 森林環境保全直接支援事業

事業概要 町有林は約 3,600 h a の森林面積を有するが、カラマツ人工林を中心に森林施業を実施している。

実施主体 中標津町

事業期間 平成 27 年度～平成 29 年度

ヲ 森林整備担い手対策事業

事業概要 森林作業員、事業主、町、北海道が一定の掛金等を負担し作業員への就労日数に応じた奨励金の支給を行っている。就労の長期化・安定化を促進し、林業労働力の確保に努めている。

実施主体 中標津町

事業期間 平成 27 年度～平成 29 年度

5-5 計画期間

認定の日から平成30年3月末日まで

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

達成状況については、電話や対面によるヒアリング、アンケート調査等を基に確認し、集計結果については、地域ハローワークにおける雇用情勢との比較などを参考に評価を行う。評価については、ハローワークからの意見も参考とし、中標津町中小企業振興基本条例に基づく審議会、又は審議会部会において客観的な評価を行う。

6-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

3ヵ年の目標に対して、各年度末に地域における雇用創出数を把握する。把握する内容は雇用創出数であるが、各年度に設定した目標値に対する達成率を評価する。

(単位：雇用創出数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	最終目標
イ 雇用拡大メニュー	9人 24%	14人 38%	14人 38%	37人 100%
①商業・観光ビジネス 拡充支援事業	6人	7人	7人	20人
②国際化に向けた観光 客集客支援事業	3人	6人	6人	15人
③雇用創出実践メニ ュー公開事業		1人	1人	2人
ロ 人材育成メニュー	25人 26%	35人 37%	35人 37%	95人 100%
①事務処理能力講座	5人	7人	7人	19人
②観光・飲食店等おも てなしマナー講座	4人	8人	8人	20人
③飲食店等人材育成事 業	4人	8人	8人	20人
④体験型観光人材育成 事業	9人	6人	6人	21人
⑤格子状防風林を守り育 てる林業人材育成事業	3人	6人	6人	15人
ハ 就職促進メニュー	5人 33%	5人 33%	5人 33%	15人 100%
①合同求人説明会	5人	5人	5人	15人
②ホームページによる 窓口開設				
ニ 雇用創出実践メニ ュー	3人 33%	3人 33%	3人 33%	9人 100%
①地域食材を活用した 新商品開発事業	1人	1人	1人	3人
②地域観光資源を活用した 観光ツアー商品開発事業	1人	1人	1人	3人
③地域木材を活用した 加工・新商品開発事業	1人	1人	1人	3人

	42人	57人	57人	156人
--	-----	-----	-----	------

6-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

「4 地域再生計画の目標」に示す目標については、計画終了後に必要な調査を行う。また、事業の見直しを図るために町、関係機関で構成する「中標津町地域雇用創造協議会」において、事業の推進に応じて達成状況の評価・検討等を行い、ホームページなどインターネットや、町広報誌、FM放送等を活用し公表する。

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし